

[事案 2019-245] 慰謝料請求

・令和2年9月14日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明により精神的苦痛を受けたとして、既払込保険料相当額の慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年2月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、既払込保険料相当額を慰謝料として支払ってほしい。

(1)契約時、募集人からいつでも保険料の減額が可能であると説明をされたが、契約後に減額したい旨を伝えたところ、減額ができないとの虚偽の回答を複数回され、精神的苦痛を受けた。

<保険会社の主張>

募集人が保険料の減額について誤った説明をしたことは事実であるが、契約時の手続きに不適切な点はなく、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額手続き時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。